

目 次

第 1 協働の基本	
I 協働の意義	1
1 協働とは	1
2 協働の主体	1
3 協働の必要性和効果	2
4 長野県行政・財政改革方針における協働の位置付け	4
5 長野県総合5か年計画における協働の位置付け	5
II 協働の5原則（ルール）	5
1 目的・目標の共有	5
2 各主体の特性・強みの相互理解と尊重	5
3 役割の明確化と共有	6
4 過程の共有	6
5 評価の実施と公開、改善	6
III 創造的協働を生み出すための活動（アクション）	7
1 協働相手と出会う	7
2 協働を提案する	7
3 できる方法を考える	7
4 中間支援組織やコーディネーターの支援を受ける	8
5 協議会等を設置して事業連携を進める	8
第 2 協働の具体的方法と留意点	
I 企画立案（Plan）	9
1 情報交換・意見交換	9
2 企画・立案への参画	12
II 事業の実施（Do）	17
1 事業委託	17
1-2 公の施設の管理（指定管理者制度）	25
2 補助・助成、負担金	26
3 共催	32
3-2 後援	37
4 協定・覚書等による役割の相互確認	39
5 財産の活用	43
6 人的交流	50
III 評価・改善（Check・Action）	55
別紙1「事前確認用シート」	57
別紙2「ふりかえりシート」	61